

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～大阪大学係長、宿泊料 2300 万円着服 懲戒解雇処分に～　外
■【内部監査情報】
・内部監査「外国人留学生の受入れ等に関する監査」が終了しました
■【連載企画】
・健さんが頼みの綱 ～Ken is my last ~~h~~rope ～
■【Audit Cafe】
・「特別寄稿」

表題写真：定禅寺通りの SENDAI 光のページェント

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」大阪大学係長、宿泊料 2300 万円着服 懲戒解雇処分に　外

・大阪大学係長、宿泊料 2300 万円着服 懲戒解雇処分に【朝日 11/28】
・関大の履修者情報入り USB 紛失 非常勤講師、528 人分【産経 11/6】
・会計検査院:14 年度報告 税金無駄遣い 1568 億円 前年度比 1263 億円減【毎日 11/6】
・教え子の論文を准教授が無断使用 早大・停職に【毎日 11/14】
・「バス通勤」実際は「自転車」手当 2 年間不正受給 兵庫県、職員を懲戒処分【産経 11/20】
・50 代職員を停職処分 セクハラに残業手当不正受給 千葉大【千葉日報 11/28】
・京大病院駐車場、委託先に 4200 万円の剰余金 検査院【朝日 12/3】

内 部 監 査 情 報

・内部監査「外国人留学生の受入れ等に関する監査」が終了しました。



平成２７年度内部監査「外国人留学生の受入れ等に関する監査」については、平成２７年１１月１９日（木）をもって往査が終了しました。

監査対象部局の皆様には、資料の準備や会場の確保など、多くの負担をおかけしましたが、内部監査の円滑な実施にご協力いただきましたことを、心より御礼申し上げます。

現在、監査の調書等をとりまとめているところです。

今後、内部監査報告書（案）を作成し、後日、監査の結果について齟齬がないか、部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm



「自分、不器用ですから」と、いつも控えめな健さん。でも、本当はみんなから頼りにされる人気者。そんな健さんが、あなたの悩み・疑問に答える新コーナー！「健さんが頼みの綱」記念すべき第1回は「建設仮勘定」についてお答えします。

初めまして、健です。自分がこのコーナーを担当することになりました。
不器用ですが、真心を込めてお答えしたいと思います。

先日、とある港町でこんな事を聞かれました。

「健さん、あたいね、周りの娘たちが『けんかり』『けんかり』って騒ぐもんだから、何なのさと思って調べてみたの。そしたら『けんせつかりかんじょう』っていう聞きなれない言葉が出てきたじゃないの。一体何なんだい？それ。」

なるほど。皆さんは、**建設仮勘定（けんせつかりかんじょう）**という勘定科目を、普段の業務でどの程度目にしていますか？
『建設』という言葉から、施設系の担当者の方が使われる勘定科目のように感じてしまいがちですが、実際のところそればかりではありません。
なじみの薄い方もいらっしゃると思いますので、概略から説明したいと思います。



建設仮勘定とは

「勘定科目マニュアル」によると、『土地や建物、構築物の取得に際し発生した前払金等を事業の用に供するまで一時的に整理・集計した額（設計費、地盤調査費、工事代金前払金など）のうち、当年度に支出した額』とあります・・・うん？難しいですね。

工事契約は、『前金払』『中間前金払』『完成払』と複数回の支払いを行うことがあります。例えば、前金払の伝票を起票する時点では、工事の詳細（勘定科目別の支出内訳）がまだはっきりと確定していないため、どの勘定科目でいくら費用を計上するべきか、分かりません。
このような場合の一時的な整理勘定として、**建設仮勘定**を使用します。

また、検査後一括で支払う場合であっても、支払いの時点では工事の詳細（勘定科目別の支出内訳）が分からない場合もあります。このような場合も、一時的に**建設仮勘定**で伝票を起票し、資産管理課に詳細な判定を依頼します。

異動分析とは

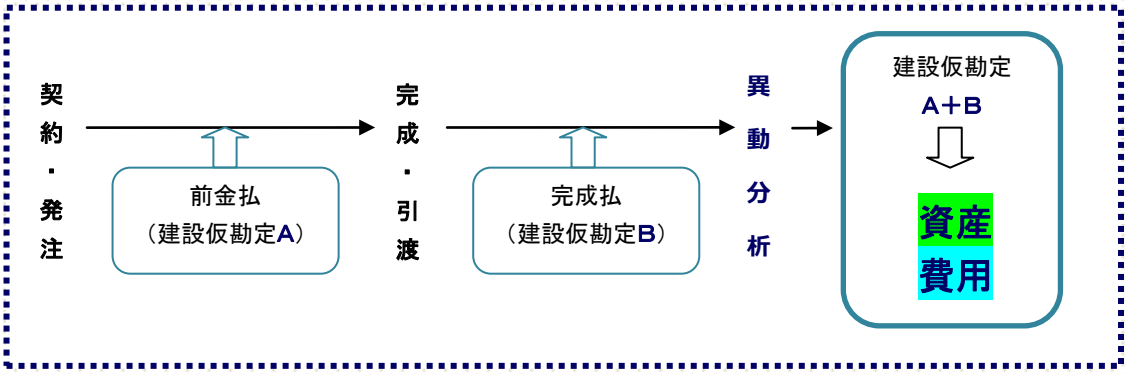


資産管理課における詳細な判定作業を**異動分析**といいます。
異動分析を行うことで、その工事が「修繕費」か「資本的支出」かを区分し、**正しい形で財務諸表上に表示させることができるのです。**

さて、工事契約について、『修繕費』と『資本的支出』はどのように区分するかというと・・・。

- ○ 通常の維持管理や原状回復するための支出＝**修繕費【費用】**
- ○ 耐用年数を延ばしたり資産価値を高めるような支出＝**資本的支出【資産】**

例えば、壁に穴があいてしまったとします。
修繕を請け負った業者から受領した請求書の工事名が「○○壁面修繕」と書かれている場合であっても、単純に穴を埋めるための工事であれば**「修繕費」**ですが、穴を埋めるだけではなく、穴があきにくくなるような素材に壁面をとりかえた場合は、工事費の中に**「資本的支出」**が含まれる場合があります。このような場合、もし異動分析を行わずに全額を修繕費に計上してしまうと、当該建物の資産価値が正しく表示されず、財務諸表の内容に誤りを及ぼす可能性が出てきます。



ここからは、具体的なケースを用いて、今までの内容を確認していきたいと思います。

ケース１

A 研究所では建物の老朽化が著しく進んだため、所内の改修工事を契約金額 30,000,000 円（税込）で行うこととなった。
なお契約書上、工事代金は、前払金として 12,000,000 円を、完了後に 18,000,000 円支払うこととなっている。

建設仮勘定の計上基準である 500,000 円を超えており、かつ、改修工事であるため、業者から請求書を受領し前払い相当額を支払った際に建設仮勘定を計上し、竣工・検査後に残りの金額を支払った際にも建設仮勘定を計上します。
すべての支払い手続きが完了した後、資産管理課に異動分析を依頼してください。資産管理課にて、修繕費と資本的支出の分析を行います。

ケース２

Ｂ研究室の老朽化が進んだため、室内の改修工事を行った。
改修金額は 1,700,000 円（税込）である。

建設仮勘定の計上基準である 500,000 円を超えており、かつ、改修工事を行うことにより、室内の耐用年数の延長や資産価値の向上に繋がる可能性があります。
このような場合は建設仮勘定を計上し、資産管理課へ異動分析を依頼してください。

ケース３

Ｃ研究室内の電源コンセントが壊れたため、修理を行った。
修理金額は 450,000 円(税込)である。

建設仮勘定の計上基準である 500,000 円を下回っているため、建設仮勘定を計上する必要はありません。『建物等修繕費』などの勘定を用いて債務計上してください。

ケース４

Ｄ研究室内の電源コンセントが壊れたため、修理を行った。
修理金額は 800,000 円(税込)である。
なお、本修理は現状復帰のためのものであり、耐用年数の延長や資産価値の向上に繋がるものではない。

建設仮勘定の計上基準である 500,000 円を超えているが、あくまでも原状復帰のための修理であることが明確であるため、すべて費用と見なすことができます。
『建物等修繕費』などの勘定を用いて債務計上してください。

以下からは**『応用編』**となります。

ケース５

Ｅ研究室実験室は、パーテーションを用いてブース型の研究スペースを作ることにした。
費用額は 1 枚 50,000 円のパーテーションを 24 枚と、作業費 150,000 円の計 1,350,000 円（税込）である。
なお、パーテーションにキャスターはついておらず、床に固定しブース型を形成するためだけに使用するものとする。

一般的にパーテーションは物品扱いですが、上記のように、不動産に恒久的に固定し、不動産との一体管理を想定している場合、不動産（建物附属設備等）として判断する場合があります。

このような場合も、建設仮勘定を計上し、異動分析を依頼します。

また、このケースのように、物品供給契約であっても、動産ではなく不動産として扱う事例もあるため、契約形態で判断するのではなく、あくまで個々の資産の使用形態等により判断する必要があります。

なお、物品と不動産では耐用年数が異なるため、誤った区分で処理すると適正な減価償却計算が行われないことから、財務諸表に影響を及ぼすこととなりますので、慎重に判断する必要があります。

ケース６

Ｆ研究室は、あらたに分析装置を導入することとした。
契約額は 11,500,000 円（税込）である。
※ 装置価格：10,500,000 円、補強工事：1,000,000 円
なお、当該装置は非常に重量があるため床の補強工事を行う必要がある。

物品の取得価額には、その購入代価に加えて付随費用も含まれますが、床の補強工事は、あくまで一次側（建物）の機能向上のための工事となるため、不動産(建物附属設備等)として区分します。

装置価格 10,500,000 円は動産(工具器具及び備品等)で計上し、補強工事分 1,000,000 円については建設仮勘定で計上し、資産管理課へ異動分析を依頼してください。

まとめ

○ 500,000 円以上の工事契約において、前払等複数回に分けて支払いをする場合、または、１回払でも資本的支出が見込まれる場合は、『建設仮勘定』を計上する。

○ 契約形態（物品供給契約や工事請負契約等）で判断するのではなく、個々の資産の使用形態等により、物品であるか、不動産であるかを判断する。

○ 物品供給契約に一次側の工事が存在する場合、工事費は物品の取得価格には含めず、別途『建設仮勘定』を計上する。

「健さんが頼みの綱」の第１回は「建設仮勘定」についてご説明させていただきました。不器用な私ですが、少しでもご理解いただけたら幸いです。

このコーナーでは、健さんが皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのチョットした疑問や、上司や先輩には今更聞けないけれど、
実は分かっていないことなど、優しい 健さんが、真心を込めてお答えしますよ！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回は、元監査スタッフで現在は決算業務でご活躍の K 様より特別寄稿をいただきました。
では、どうぞ！

元監査スタッフのKです。

先日、監査室のH・直樹さんから「第２期中期目標・中期計画期間最終年度に思うこと」というお題を頂戴しましたので、僭越ながら投稿させていただきます。

まずは、第１期はどうだったっけと思いを巡らしてみたところ、

・６年前の自分は、他大学に出向中だった
・今と同じく決算をやっていた
・当時の上司は、週末かあさんと H･直樹さんだった

などなど、ざっくりしたことは思い出せたものの、あまり詳しいことは思い出せず・・・。
今年度の決算に向けていろいろと作戦を練っていたときも、同じ感覚に陥りました。
当時の経験を生かそうと一生懸命記憶を辿ってみたのですが、まさかの何も思い出せないという事実。

う～～ん、この現象を自分なりに検証してみたところ、ピンと来るものがひとつ思い浮かんだのです。

自分なりに頑張ってはいたものの、どこか責任感がないというか、何かあれば上司の方々が助けてくれるだろうという甘えのような感覚があったなあと。
語弊を恐れずに言うならば、やらされてるって感覚です。
正直当時は、決算なんて自分には縁遠いものだし、ここを乗り切ればもうやることもないだろう、ぐらいに思ってましたので。

ところが６年後の今、またもや**最終年度決算**の局面に遭遇し、しかも、責任の重みが前回とは全く違うじゃありませんか。
自分が旗振り役とならなければなりません！
幸いにも、出向中の時期から通算して約６年決算に携わってきた結果、自分なりの自覚と自負も芽生えており、あくまで前向きに捉えることができている**第２期最終年度決算**であります。



いつだったか、とある友人に言われたことがあります。

*「仕事に対する姿勢が変わったね」*と。

そのときは、「何言ってんだろ」とよく分からなかったのですが、こうやってちゃんと考えてみると、６年前とは全く違ってますね、明らかに。
あんまりこういうことを考えたことがなかったので、自分を見つめなおす良い機会になりました。
そして、その機会を与えてくれたのが当時の上司の方々であるというのも、不思議な巡り合わせですね。

そんなわけで、**今年の決算はいつになくタイトなスケジュール**となりますが、優しい上司と優秀なスタッフたちに支えられながら、そして、次の６年後の自分はどんなもんかと時折妄想しながら、あくまで前向きに乗り切りたいと思います。



では、今年も残りわずかとなりましたが、悔いのない締めくくりとなるよう体調管理を万全にして過ごしましょう。

最後までお読みいただきありがとうございました。

（元監査スタッフ・K）

引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：佐藤）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、綱川、杉山）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します